

平成25年3月第18回互理町議会定例会会議録（第1号）

○ 平成25年2月27日第18回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（16名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 鈴木高行

9 番 鈴木邦昭 11番 四宮規彦

12番 高野進 13番 熊澤勇

14番 佐藤アヤ 16番 鞠子幸則

17番 佐藤實 18番 安細隆之

○ 不応招議員（1名）

10番 渡邊健一

○ 出席議員（16名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（1名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総 務 課 長	佐 藤 仁 志	企 画 財 政 課 長	佐 藤 浄
企 画 財 政 課 復 興 管 理 専 門 官	山 中 松 樹	用 地 対 策 課 長	佐々木 人見
税 務 課 長	佐 藤 邦 彦	町 民 生 活 課 長	鈴 木 邦 彦
福 祉 課 長	阿 部 清 茂	被 災 者 支 援 課 長	齋 藤 幸 夫
健 康 推 進 課 長	佐々木 利 久	農 林 水 産 課 長	
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	東 常 太 郎
商 工 観 光 課 長		都 市 建 設 課 長	日 下 初 夫
兼 わ た り 温 泉 鳥 の 海 所 長	酒 井 庄 市	上 下 水 道 課 長	作 間 行 雄
復 興 ま ち づ くり 課 長	高 橋 伸 幸	教 育 長	岩 城 敏 夫
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	齋 藤 良 一	生 涯 学 習 課 長	鈴 木 久 子
学 務 課 長	遠 藤 敏 夫		
代 表 監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	丸 子 司	参 事	牛 坂 昌 浩
		兼 庶 務 班 長	
書 記	櫻 井 直 規		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 所管事務調査の報告

日程第4 平成25年度の施政方針及び提出議案の説明

日程第5 請願第1号 東北電力女川原子力発電所再稼働を行わない事の意見書
提出を求める請願書

日程第6 請願第1号 乳幼児医療費助成制度について県に対する意見書採択を
求める請願書

午前 10時00分 開会

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより平成25年3月第18回亙理町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、10番渡邊健一議員から欠席の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、8番 鈴木高行議員、9番
鈴木邦昭議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（安細隆之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から3月15日までの17日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの17日間に決定いたしました。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案13件、補正予算案7件、物品購入契約の締結について外10件、並びに平成25年度各種会計予算案10件の合計40件の議案が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を9名から受理しております。

第4、請願・陳情等についてであります。さきに委員会に付託しておりました請願審査について、総務常任委員会から「審査報告書」が提出されております。

また、請願1件、陳情2件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第5、総務常任委員会、産業建設常任委員会、並びに議会運営委員会から所管事務調査報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第6、「議会派遣の件」について、会議規則第126条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり、議長において決定いたしましたので報告をいたします。

また、今期定例会前に派遣を決定しておりました議員から、お手元に配付のとおり「議員派遣結果報告書」4件が提出されておりますので報告します。

第7、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査報告書が提出されております。

す。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第8、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告します。

第9、本町議会が発行する「わたり議会だより」が第32回宮城県町村議会広報選考会に入選し、去る2月14日、宮城県町村議会議長会定期総会において表彰を受けておりますので報告をします。

また、地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成25年政令第27号）が平成25年2月6日に公布され、来月3月1日から施行されることに伴い、改正後の亶理町議会委員会条例により、「わたり議会だより」の編集・発行を担ってきた亶理町議会広報調査特別委員会が、同日3月1日より亶理町議会広報常任委員会として常任委員会化されることをあわせて報告します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 所管事務調査の報告

議長（安細隆之君） 日程第3、所管事務調査の報告の件を議題といたします。

初めに、総務常任委員長から報告をお願いします。

委員長登壇。

〔総務常任委員長 佐藤アヤ君 登壇〕

総務常任委員長（佐藤アヤ君） それでは、総務常任委員会から所管事務調査報告をさせていただきます。

7ページをお開きください。読み上げまして報告といたします。

亶理町議会

議長 安細 隆之殿

総務常任委員会

委員長 佐藤 アヤ

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査したので報告いたします。

記

- 1 所管事務調査事項 行政とまちづくり協議会の位置づけ・役割について
- 2 調査年月日 平成24年11月20日（火）
- 3 調査地 岩手県北上市
- 4 出席委員 委員長 佐藤アヤ 副委員長 四宮規彦 委員 鈴木高行
委員 渡邊健一 委員 高野 進

5 調査の目的

本町では、平成20年4月、亘理町まちづくり基本条例を制定した。それに基づき、町内5地区にまちづくり協議会が順次設立された。早い地区では平成22年10月に設立されたが、町民への周知を図りながら、試行錯誤を重ねながら活動している。

議会としては、まちづくり協議会の位置づけや役割をより明確にした将来像を考え、先進地である北上市と黒沢尻北地区自治振興協議会の取り組みについて調査した。

6 調査地の概要

北上市は平成3年4月に3市町村が合併して新設された。岩手県南西部に位置する同市の面積は4373.55平方キロメートルで、人口は平成24年3月時点で9万3,347人を擁する。

北上市自治基本条例では、「自ら創造し、いきいきと支え合い、笑顔が咲き誇る町」を基本理念とした地域づくりに関する市民の責務が定められている。

平成18年度には、生涯学習や社会教育を主体とした公民館の事業を地域づくりの活動拠点である交流センターに移し、自主的に推進できる体制を構築した。交流センターの管理については、指定管理者制度が導入されている。

市は、平成18年度から「きらめく地域づくり交付金」を新設し、地域主体でとりまとめられた将来構想を推進するための財政支援を行っている。

7 委員会の所見

北上市は、行財政改革の一環として、公民館の管理運営を地域に移管することによって、地域住民のまちづくりを進めている。

特に、視察した黒沢尻北地区は、地域の特色や共通課題が地域の将来に結びつ

くことを基本に事業計画を立て、自分たちのまちづくりを住民総意のもとに実践している。

本町においては、まちづくり協議会の発足から年数が浅いという事情があるため、主にイベント中心の運営となっているが、地域の特色を生かし、地域の将来を描くというまちづくり本来の目的を果たせる組織に成長することが望ましい。地域の人材活用を含め、住民参加型のまちづくり協議会を推進するべく、一層の取り組みが必要である。

以上で報告といたします。

議長（安細隆之君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長から報告願います。

委員長登壇。

〔産業建設常任委員長 小野一雄君 登壇〕

産業建設常任委員長（小野一雄君） 産業建設常任委員会から所管事務調査について報告いたします。

資料の9ページをお開き願います。

亘理町議会

議長 安細 隆之殿

産業建設常任委員会

委員長 小野 一雄

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を行いましたので報告いたします。

記

- 1 調査事項 「いちご栽培の現状と流通について」
「6次産業化の取り組みについて」
- 2 調査年月日 平成24年11月28日（水）～29日（木）

3 調査地 栃木県真岡市、栃木県那須郡那須町

4 出席委員 委員長 小野一雄 副委員長 高野孝一 委員 安藤美重子
委員 百井いと子 委員 鈴木邦昭

5 調査の目的

本町は2011年3月11日に発生した東日本大震災で甚大な被害を受けた。特にいちご農家は壊滅的な被害を受け、その復旧・復興事業として現在「いちご団地造成事業」を展開中である。

本委員会では昨年の8月3日に「いちご団地参加者」代表の方々と懇談会を行い、現状と課題を聞き取り調査した。また11月19日には事業の進捗状況を町の担当課より確認した。

今後の復旧・復興の促進、将来的に6次産業化を推進し町の産業振興や活性化を進めるために先進地を調査した。

6 調査の概要

◎栃木県真岡市

真岡市は、栃木県の東南部に位置し、面積167.2平方キロメートル、人口8万1,404人の町である。平成21年3月に二宮町と旧真岡市が合併して、現在の真岡市となった。

台地は内陸工業地帯として、平地は米麦を中心に野菜や果物の栽培が行われ、都市圏へ出荷している。特に「いちごの生産」は日本一である。

芳賀地域（1市4町）のいちご栽培は昭和30年代から始まり、水田の裏作品目として導入が進められた結果、栃木県いちご出荷量の3分の1を占める8,500トンと拡大した。平成10年ごろから後継者の就農や「とちおとめ」の導入などを契機として雇用を活用した経営規模拡大に積極的に取り組む経営者がふえ始め、1ヘクタール規模の経営体が10戸程度になり、平成25年の生産者数は631人、面積190ヘクタールで、1戸当たり30.2ヘクタールとなっている。個人経営が主で50歳代の経営者が最多で高齢化が進んでいるが、18%の生産農家では後継者が確保されている。

高設栽培は、平成9年に2ヘクタールから始まり、補助事業の活用などにより導入が進んだが、近年は横ばい傾向である。

販売は、京浜市場を中心とした市場委託販売が主で、ダンボール容器や通い箱に

よる出荷、またパッケージセンターを整備し、贈答用商品や少量パック商品、加工用商品など多様なニーズに対応した商品づくりも行っている。また同市内にある井頭温泉周辺に観光いちご園や直売所「あぐりっ娘」を開設していた。

◎栃木県那須郡那須町

那須町は、栃木県の最北端に位置し、面積372平方キロメートル、人口2万6,989人の年間500万人の観光客が訪れる観光と農林業の盛んな町である。

平成20年2月に那須町経済4団体推進連絡協議会（町、商工会、観光協会、森林組合、農業協同組合）が中心となり、資本金1,100万円で「那須未来株式会社」を設立した。町が有する観光や物産、資源等を活用し那須町の魅力をより広くPRするために特産品等の販売に力を入れている。

全国のフェイスブックユーザー向けに開発された「FB良品那須高原」を立ち上げ、年間3,000万円を目標に、地元製品セットの通信販売を行い、地域活性化に取り組んでいる。

また、町ではリゾート観光課を設置し、地元の黒田原駅前のシャッター通りに高齢者向けのサロンをつくり、地場産品の販売や地元の高校生による商品の開発・販売など町の活性化を図っている。

7 委員会の所見

真岡市のいちごは、品種改良や栽培技術の向上に長年取り組んだ研究機関の人々、新鮮高品質の栽培指導、流通ルートの開拓、炎天下の育苗や厳冬の収穫作業に励んだ農家の人々などの力が結実したものであった。

本町としては、高設栽培のいちご団地を設立するに当たり技術指導や効率のよい作業方法を提供していく必要があると考える。規模拡大を希望する農家に対しても公的補助金等の情報提供を行い、今後の生産量の増加やブランド化に向けて支援すること。直売所や加工所の開業などにより、新たな雇用の創出と販売額の増加による産業振興につなげていくことを期待する。

那須町の新しい取り組みとして、那須ブランド認定品の直売とインターネットを利用した販売で全国的な販路拡大を図っていた。

本町としては、毎年開催している「伊達なわたり生き生き大賞」のイベントを活用し、継続的な亘理ブランドの発掘に努めることが大切である。

当面は、東日本大震災からの復興に向けて、町内の特産品や観光資源を広くPRする「復興・活性化プロジェクト」事業に対する関係機関の支援と協力が何よりも急務であるとする。

以上、報告終わります。

議長（安細隆之君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

次に、議会運営委員長から報告をお願いします。

委員長登壇。

〔議会運営委員長 鞠子幸則君 登壇〕

議会運営委員長（鞠子幸則君） 資料の12ページをお開きください。簡単に説明いたします。

議長 安細 隆之殿

議会運営委員会

委員長 鞠子 幸則

所管事務調査報告書

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を行いましたので報告いたします。

記

- 1 調査事項 通年議会の取り組みについて
- 2 調査年月日 平成24年10月5日（金）
- 3 調査地 岩手県紫波町議会
- 4 出席委員 委員長 鞠子幸則 副委員長 高野孝一 委員 熊田芳子
委員 小野一雄 委員 鈴木高行 委員 佐藤アヤ
- 5 調査の目的

東日本大震災からの復旧、復興を住民主役に強力に推し進める上で議会の果たす役割はますます大きくなっている。そのためには、主導的かつ機動的に議会活動を推進する必要がある。議会の機能をより一層充実、強化するために通年議会（議会

を毎年開催し、必要に応じて本会議を開く)の取り組みについて先進地である岩手県紫波町議会を調査した。

6 毎年議会の概要とメリット

紫波町議会では、議会活性化の一環として平成23年1月から毎年議会を導入した。

<概要>

毎年議会における定例会の会期は、1月から12月までとなっています。ただし、議員の任期満了の年の会期は、任期満了日に合わせて1月から6月並びに7月から12月までと設定している。

また、定例会の会議は、3月、6月、9月、12月に開き、特に必要がある場合は、前月に繰り上げまたは翌月に繰り下げて開催している。なお、緊急に議案などを審議する必要がある場合は、その都度会議を開くことになっている。

<メリット>

会期を1年としていることから、急施事件が起きた場合でも、首長に対する議会招集請求及び招集告示依頼も不必要となり、議長の判断により議員に通知し、議会を開くことが可能となる。

また、1年を会期とするため、閉会期間がなくなり、新たな調査項目が生じても議決を経ることなく常任委員会の活発な活動が可能となる。

請願・陳情についても、定例会の開会を待つことなく、議長から常任委員会に付託し、審査することができることから、請願者等に対する迅速な対応が図られる。

7 委員会の所見

毎年議会を導入した紫波町議会は、議長判断による議会の開催や常任委員会がさまざまな案件について常時活動が可能となった。毎年議会により議会が主導的、機動的、弾力的に活動を強め、政策提言活動も始まっており、地方自治の本旨である二元代表制の一方の機能を果たし、議会の活性化が図られている。

本町議会も毎年議会の早期導入を視野に入れ、今後実施に向けた体制づくりを検討し、実現化を図るものである。

以上といたします。

議長（安細隆之君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。
以上で、所管事務調査報告を終わります。

日程第4 平成25年度の施政方針及び提出議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第4、平成25年度の施政方針及び提出議案の説明を求めます。
町長登壇。

〔町長 齋藤邦男君 登壇〕

町長（齋藤邦男君） それでは、平成25年度の施政方針を申し上げます。

本日、ここに第18回亙理町議会定例会が開会され、平成25年度の当初予算並びに諸議案をご審議いただくに当たり、私の町政に取り組む所信の一端と主要な施策につきましてご説明を申し上げ、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災の発生から間もなく2年が経過しようとしております。改めまして、亡くなられた方々とそのご遺族に対しまして哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げる次第であります。そして、あれほどの大災害であったにもかかわらず、助け合いながら復旧・復興に取り組む町民の皆様に敬意を表しますとともに、被災後から本町の復旧・復興のためさまざまな形でご支援・ご協力を賜りました多くの方々に対しましても、重ねて御礼を申し上げます。

さて、昨年、東日本大震災により被災した町民の皆様の生活再建と町の復旧・復興を最優先課題として、亙理町震災復興計画に基づく「復興元年」として復興へのスタートを切った一年でありました。町民の皆様のご協力のもと、膨大な量の災害瓦れきの処理や、町道や上下水道を初めとするインフラや公共施設等の復旧事業につきましても、順調に推移しているところであります。一方、復興事業に目を向ければ、町内各所で復興に向けての取り組みが始まっており、災害公営住宅整備事業、防災集団移転促進事業、いちご団地整備事業、さらには避難道路

の整備等といった被災された方々が待ち望んでいる事業に重点的に取り組んできたところであります。

そして、平成25年度は震災復興計画に基づく復旧期の最終年度であるとともに、発展期への足がかりとなる町勢の発展を見据えた本格的な復興への取り組みを推進していく重要な年になります。インフラの整備、被災小・中学校を初めとする公共施設の再開、生活再建に向けた住居の早期確保、そして農地や産業の再生も含め、町民の皆様が将来にわたって夢と希望の持てる町「新生亘理」に向けた先進的なまちづくりに取り組んでいかねばなりません。復興にはさまざまな課題が山積しておりますが、町民の皆様が一日も早く町の「復興」を実感できるようスピード感をもって復興事業に取り組むとともに、町民の皆様と心をつなぐ力を合わせ、「安全・安心」そして将来に向けて「夢と希望」を持って暮らすことのできるまちづくりを目指して、各種事業に取り組んでまいり所存であります。

それでは、各分野における施策の基本的な考え方とその概要についてご説明を申し上げます。

平成25年度当初予算につきましては、平成24年度に引き続き、亘理町震災復興計画に基づく東日本大震災からの一日も早い復旧・復興が最優先課題ではありますが、震災関連以外の町民生活に欠くことのできない事業につきましても、サービスの安定供給を図りながら着実に事業の実施を推進してまいります。

初めに、平成25年度の一般会計予算並びに各種特別会計等の予算の総額についてご説明申し上げます。

平成25年度の亘理町一般会計、特別会計、水道事業会計の歳入歳出予算の総額は667億7,832万9,000円となり、前年度と比較しますと5.3%の減となっております。

平成25年度「亘理町一般会計」の歳入歳出予算の総額は、566億4,000万円であり、平成24年度当初予算と比較しますと6.7%の減となっております。「亘理町国民健康保険特別会計」の歳入歳出予算の総額は、40億3,191万4,000円で前年度対比0.3%の増、「亘理町奨学資金貸付特別会計」の歳入歳出予算の総額は、1,044万5,000円で前年度対比4.0%の増、「亘理町公共下水道事業特別会計」の歳入歳出予算の総額は、17億9,005万8,000円で前年度対比11.1%の増、「亘理町土地取得特別会計」の歳入歳出予算の総額は、512万7,000円で前年度対比0.4%の増、

「亶理町介護保険特別会計」の歳入歳出予算の総額は、24億7,280万7,000円で前年度対比11.0%の増、「わたり温泉鳥の海特別会計」の歳入歳出予算の総額は、3億3,925万9,000円で前年度対比9.8%の減、「亶理町後期高齢者医療特別会計」の歳入歳出予算の総額は、2億8,902万円で前年度対比2.7%の減、「亶理町工業用地等造成事業特別会計」の歳入歳出予算の総額は、1億719万1,000円で前年度対比5.3%の減としたところであります。

次に、「亶理町水道事業会計」の歳入歳出予算の総額について申し上げます。本会計の収益的支出は、8億972万4,000円で前年度対比0.5%の増となっております。資本的支出が2億8,278万4,000円で前年度対比23.0%の減となっております。

それでは、主要な施策の概要についてご説明申し上げます。

まず、「安全」と「安心」を確保するまちづくり。

全国の自治体が、東日本大震災を契機にさまざまな防災対策に向けて動き出しておりますが、本町におきましても、町民の皆様の生命と財産を守り、安心して住み続けられることが何よりも重要であると考えているところであります。東日本大震災を教訓にすれば、「想定外」をも想定せざるを得ない状況であり、施設整備と並行して情報伝達などのソフト事業をも組み合わせた防災対策を推進し、災害に強いまちづくりを目指すことで町民の皆様の「安全」・「安心」に取り組んでまいります。

「まち」を守る津波防災対策といたしましては、減災を念頭に防潮堤、河川堤防、離岸堤、防潮林などの整備が急ピッチで進められておりますが、引き続き国や県に対しまして、計画におくれることなく早期整備が図れるよう働きかけるとともに、緊急時の一次避難場所となる荒浜小学校への避難用外階段の設置や、単独事業としても荒浜地区沿岸に人工丘である防災緑地の整備を進めてまいります。

防災社会基盤づくりと道路網の整備につきましては、町民の皆様のご協力のもと町道の災害復旧がほぼ終了することができましたので、これからは県道荒浜港今泉線や、町道橋本堀添線などの二線堤機能を持った高盛土構造による道路整備のほか、荒浜大通線、荒浜江下線、五十刈線、野地流線などといった避難道路の用地取得と整備に重点を置き推進してまいります。また、町民生活に直結する町道

の道路改良・舗装・側溝整備のほか、河川改修につきましても、継続事業が中心ではありますが、早急に整備が必要な新規箇所も含めて町民の皆様の安全で暮らしやすい生活環境づくりのため、復興事業と並行して推進してまいります。なお、亘理駅から国道6号まで直結する県営街路駅前大通線につきましては、平成25年度の完成が予定されておりますので、さらに県との連携を図りながら一日も早い開通を目指して取り組んでまいります。

「自助・共助・公助」とよく言われる中で、東日本大震災直後においては地域の助け合い、いわゆる「共助」が非常に重要であったかと思えます。地域との関係が希薄になりがちな現代社会において、この「地域のつながり」を太く結びつけていくことが、ひいては災害に強いまちづくりにつながっていくことと考えております。自分の安全は自分で守る「自助」、行政機関からの支援である「公助」はもちろんのこと、この「共助」の中心となる自主防災組織などの活動を引き続き支援し、あらゆる災害に強いまちづくりを目指して地域防災体制の強化を図ってまいります。

交通安全・防犯事業につきましても、カーブミラーや道路照明灯の設置など各種交通安全施設の整備を図るとともに、防犯灯の新規設置やLEDへの更新を進め、さらには防犯実働隊の方々によるパトロールの強化、交通安全指導員や子ども見守り隊等の方々による児童・生徒の通学時における見守り、そして小学校新入学児童などへの防犯ブザーの配付や啓発事業など、警察や関係機関と連携し地域ぐるみで犯罪を未然に防ぐ環境づくりを推進することで、犯罪の防止と町民の防犯意識の向上に努めてまいります。

公共交通とライフラインの整備につきましては、亘理駅以南で不通となっていたJR常磐線が3月16日に浜吉田駅まで運転再開することが決定し、再開に向けての準備が進められているところであります。これもひとえに議員各位や吉田東部地区まちづくり協議会を初めとする地域住民の要望活動等のたまものとして感謝申し上げます。そして通勤・通学等でJRを利用されていた周辺住民の方々も2年間大変ご苦労されたことと思えますが、このJRの再開により少しずつではありますが、町の復興が感じられてきたのではないかとと思うところでございます。今後においては、浜吉田駅から相馬駅間の運転再開について、沿線市町や関係機関と協力のもと、引き続きJR東日本に対しまして働きかけてま

ります。また、町民乗合自動車「さざんか号」につきましては、現在のところ被災者及び交通弱者の生活交通手段確保のため、無料運行を実施しておるところがありますが、平成25年度においても無料運行を継続するとともに、利用者にとってよりよい公共交通機関となるべく、利用者ニーズ調査等にも引き続き取り組んでまいります。

上下水道事業につきましては、荒浜ポンプ場など一部の施設を除き災害復旧が終了しているところではありますが、上下水道は健康で快適な住民生活に欠かすことのできない極めて重要な社会基盤であります。上下水道事業につきましては、計画的に良質で安全な水の安定供給に向けて、老朽管の更新や施設の耐震化を図るとともに、下水道事業についても引き続き施設長寿命化計画の策定や、吉田東部地区を初めとする未整備区域の整備、雨水浸水対策の推進を図ってまいります。さらには、復興事業における災害公営住宅整備事業、防災集団移転促進事業の進捗と歩調を合わせ、関連する上下水道整備について進めてまいります。

防災・減災システムの整備と防災教育の推進につきましては、東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直しを進めているところではありますが、平成25年度においてはその地域防災計画に基づき、災害が起きた場合に災害の種類に合わせどのように行動するべきかという地域防災対応マニュアルの策定を進めてまいります。

次に、防災行政無線の整備についてであります。防災行政無線は災害が発生した直後に一斉に情報を伝達することができるため、災害発生時において非常に重要な施設になります。それらのことから平成23年度から3年間で固定系デジタル化の整備を進めており、親局のデジタル化更新のほか、以前より14基の子局を増設し、最終的に99基の野外子局が整備される予定であります。平成25年度につきましては、屋外子局の残りの39局の更新を予定しております。このデジタル化更新事業の完了により、難聴地域の解消及び災害時の迅速な情報提供などができるものと考えているところであります。また、亘理地区行政事務組合におきましても、平成24年度において消防無線のデジタル化及び通信指令センターの整備が完了したことにより、町民の皆様の安全・安心の推進がさらに図れるものと考えております。

東日本大震災直後から災害関連情報を中心に各種の情報提供を行ってきた臨時災

害放送局「FMあおぞら」及びメール配信サービスにつきましては、防災行政無線を補完する重要な情報伝達手段であることから、復興・地域再生の伴走者として、また「新生亙理」の情報の発信基地として、引き続き充実を図りながら継続してまいります。また、平成24年度に引き続き震災体験記録事業を継続し、被災状況や住民の証言を記録としてまとめ、地域防災計画等の見直しのデータとして活用するほか、地域や学校等の防災教育にどのように役立てるかの検討をしております。小・中学校におきましても防災主幹教諭を中心に各学校に配置されている防災主任教諭と連携し、児童・生徒の安全と防災教育の充実を図ってまいります。

次に、「暮らしやすさ」と「亙理らしさ」があふれるまちづくり。

住環境再建への支援につきましては、災害公営住宅の建設と安全な地区への移転を図る防災集団移転促進事業の整備を進めております。災害公営住宅整備事業につきましては、現在、荒浜地区集合住宅の造成工事を進めておりますが、平成26年度の入居開始に向けて取り組んでまいります。また、亙理地区（下茨田・上浜街道）及び吉田地区（大谷地）につきましては、平成25年度から整備を本格化させ、平成27年度の入居開始に向け、平成26年度中の完成を目指して取り組んでいくとともに、戸建分につきましても防災集団移転促進事業の進捗と整合をとりながら、集合住宅整備と並行して進めてまいります。

次に、防災集団移転促進事業についてであります。これまで集団移転を希望する被災者の方々と協議を重ね、移転先地につきましては5団地に絞り込ませていただくことができました。平成25年度におきましては、開発関係の手続きが整い次第造成工事を進め、平成26年度には希望する方々に土地の引き渡しができるよう、早期整備を目指して事業に取り組んでまいります。

災害危険区域に住んでいた方で、災害公営住宅への入居や防災集団移転促進事業を利用せずに個別移転する被災者の皆様につきましては、引き続き住宅・建築物安全ストック形成事業として、住宅建設等の借り入れに対する利子補給を実施してまいります。また、災害危険区域から外れた方々の住宅再建への支援策を国に要望し続けてまいりましたが、国において「緊急経済対策」を実現するための補正予算が閣議決定され、「津波被災地域の住民の定着促進のための震災復興特別交付税の増額」が盛り込まれました。予算規模は全国で1,047億円と公表されてお

り、各自治体への配分は県が定めることから、適切な配分方法について県との協議を進めていきたいと考えております。なお、津波の浸水地域において住宅を再建される方が、一定以上の盛り土または基礎のかさ上げ等を実施する場合の費用の一部助成制度につきましても、継続して実施することで被災者等の住宅再建を支援してまいります。

いずれにいたしましても、被災された町民の皆様が一日も早く被災前の生活を取り戻し、安心して生活が送れるよう、生活再建支援と住居の整備に取り組んでまいります。

教育環境の整備・充実と生涯学習・スポーツ活動の充実につきましては、東日本大震災により被災し、今もなお再開できていない荒浜小学校、長瀬小学校、荒浜中学校の児童・生徒そして保護者の皆様には大変ご不便をかけている状況ではありますが、一日も早い学校再開に向けて全力で取り組んでいるところであります。校舎等の建てかえが必要な長瀬小学校及び荒浜中学校につきましては、平成26年8月ごろの再開見込みとなっておりますが、荒浜小学校につきましては間もなく改修を終え、引き渡しを受ける予定になっており、なれ親しんだ学びやで卒業式を迎えることができる予定となっております。なお、児童・生徒の安全確保やご家族の負担軽減等のため運行しているスクールバスにつきましては、一部学校再開に伴うルートの変更を行いながら継続運行を実施してまいります。小・中学校の安全の確保においては、各学校における非構造部材の一斉点検を実施するとともに、施設の老朽化や震災の影響などから施設整備が必要な箇所について順次改修等を行い、学習環境の整備に努めてまいります。

また、創意ある教育課程の編成・実施・評価に取り組み、子供たちの「確かな学力・豊かな心・たくましい体」、いわゆる「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」の育成に努める一方、学校のみならず、これまで以上に家庭や地域の力をおかりし、連携を図りながら東日本大震災の教訓を踏まえての「命の大切さ」や「地域のきずな」といった隣人や自然に対する優しさ、そして物事への判断力や目標に向かって常に努力することなどの感性豊かでたくましい心を持つ子供の育成に努め、児童・生徒の健全育成と心の教育の推進に努めてまいります。

地域の施設として利用されてきた体育館などの保健体育施設及び中央公民館や悠里館といった社会教育施設につきましても、ほぼ全ての施設で間もなく復旧工事

が完了する予定であります。芸術・文化や生涯スポーツの振興は、個人の心の豊かさや健康の保持増進だけでなく、暮らしの豊かさや若者の定住化などまちづくりに大きく関係してくることから、今後も生涯学習環境づくりを進め、生涯学習の充実と生涯スポーツの推進を図ってまいります。昨年11月に2年ぶりに再開することができたマラソン大会についても、盛会裏に終了し好評であったことから、復興状況の情報発信など町のPRも含めて復興マラソン大会として引き続き開催していく予定であります。

保健・福祉・医療・健康まちづくりの推進につきましては、現在、荒浜保育所が亘理保育所の隣接地、吉田保育所につきましては、吉田西児童館敷地内に日本ユニセフ協会から仮園舎の寄贈を受け保育を実施しているところであります。今後においては災害発生時にすぐ避難ができ、子供たちの安全が確保できるそれぞれの地区の小学校周辺に、地域の復旧・復興状況に合わせて保育所等を整備していく予定であります。平成25年度におきましては、荒浜児童館を荒浜小学校西側の仮園舎で再開するほか、荒浜小学校の南側に保育所及び児童館の建設用地の確保と建物の実設計を進めてまいります。

また、保育所待機児童の問題につきましては、これまでも公立保育所の定員拡大や民間保育所の開設など、待機児童の解消に取り組んできたことで待機児童数は減少してきているものの、共働き家庭の増加や核家族化の進行により、依然として待機児童の解消までは至っていないのが現状であります。今後においても、公立・私立保育所のほか認可外保育施設への運営費補助や低年齢児家庭的保育事業を継続して実施することで待機児童の解消に努める一方、多様化する子育て家庭のニーズに応えられるよう延長保育や一時保育、さらには休日保育などにつきましても継続して実施してまいります。保育所入所希望者の増加と同様に、放課後児童クラブの希望者についても増加傾向にあり、平成25年においては亘理児童クラブにおいて定員を上回る希望者があったことから、吉田西児童館の活用や小学校近接の空き家等を借り上げた上で児童の受け入れを行う予定であります。

また、平成27年度施行の「子ども子育て支援法」において義務化される各種子供に関する施策事業計画である「子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて、ニーズ調査を実施してまいります。

これまでも亘理郡医師会、各医療機関、社会福祉協議会などの協力のもと保健・

医療・福祉サービス体制の拡充に努めてまいりましたが、今後においては高齢化が進み高齢者福祉と障害者福祉の一体化が進むと見通されることから、これまで以上に保健・医療・福祉の連携を強化し体制の充実を図ってまいります。保健・医療につきましては、平成25年度においても予防接種事業や各種がん検診事業、さらには特定健診実施計画に基づき、特定健診の受診率を向上させる施策や保健指導を展開し、疾病予防から病気の早期発見・早期介入を実施することで生活習慣病等を未然に防ぎ、町として、また国民健康保険の保険者として町民の健康保持に取り組み、同時に伸び続ける医療費の抑制に努めてまいります。なお、新規事業として70歳以上の肺炎球菌ワクチン接種者に対し、費用の一部助成を実施してまいります。

障害者福祉につきましては、身体・知的・精神の3障害で1,500名を超える方が障害認定を受けておりますが、平成25年4月から「障害者自立支援法」にかわり、障害福祉サービスの充実など障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する新たな「障害者総合支援法」が施行される予定になっております。本町においてもノーマライゼーションの理念に基づき各種事業を積極的に推進し、社会参加機会の確保や地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう障害福祉サービスの充実、強化を図り、障害者の自立支援に努めてまいります。また、町内には障害者相談支援事業所がないことから、障害者支援の充実を図るため、町内への障害者相談支援事業所の開設について関係機関と協議を進めていく予定となっております。

介護保険事業及び高齢者福祉の充実につきましては、多くの高齢者が元気で自立した毎日を送っている一方、本町におきましても高齢化の進行とともに要介護認定者が年々増加しているところであります。要介護者をふやさないためには介護予防が重要であることから、地域包括支援センターを中心に介護予防及び生活支援などの各種保健福祉関連施策を充実させ、できる限り要介護認定者の発生を抑制する一方で、介護を必要とする要介護認定者につきましては、それぞれが希望するサービスが受けられるようサービス供給基盤の整備を進め、少しでも介護者の負担が軽減できるよう事業を推進してまいります。

また、安心した生活を支えるため設置しているサポートセンターにおいて、高齢者や障害者等の生活支援や相談業務を行うほか、必要に応じて保健師等による訪

間指導を実施し、心身の健康について支援してまいります。

次に、環境・リサイクルの推進につきましては、震災で発生した災害廃棄物の運搬・焼却処理等につきましてはほぼ目途がつき、おかげさまで平成25年度中にはそれらの業務が終了する見込みとなっており、また、被災した亙理清掃センター及び浄化センター等につきましても、復旧工事が終了し通常稼働しているところであります。

本町においては、環境基本計画に基づきこれまでも自然環境の保全や、大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを見直し、資源循環型社会づくりに取り組んできたところでありますが、これからも住民の方々や企業等の協力を賜りながらその推進を図ってまいります。

放射能関連対策につきましては、現在のところ国が測定しております1カ所を含む町内65カ所におきまして、国の測定基準に基づく空間放射線量のモニタリング調査を実施し、水道水の測定結果、災害廃棄物処理場関係の測定結果とあわせて、町の公式ホームページや広報等にて情報提供を行っておるところであります。平成24年度においては、あぶくま公園運動場の一部で国の基準である0.23マイクロシーベルトを超えていたところがあったため除染作業を実施した結果、空間放射線量につきましては、町内全域で低いレベルで推移しているところであります。しかしながら、放射線等の問題につきましては、町民の皆様の健康等に大きくかかわってくる部分でもありますので、引き続きモニタリング調査を継続して情報提供していくほか、学校給食センターや保育所の給食材についての放射能測定検査実施や、家庭菜園等で収穫された農作物などについて不安のある方のための食品放射能測定室を開設してまいります。

次に、「なりわい」と「にぎわい」のまちづくり。

東日本大震災後においては、被災された町民の方々の生活再建を図るため、農業・水産業の早期復旧・復興に加え、企業・工場などの誘致の推進など「産業の復興」を最重要課題の一つとして位置づけ取り組んでまいりました。

農林業の復興につきましては、津波による塩害や施設の損壊、高齢化や離農による耕作放棄地の増加、さらには原発事故に伴う風評被害等による農産物価格の低下など、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況であります。しかしながら、除塩による農地の復旧や、町内7カ所で計画している低コスト・高収益農業に向け

た大規模ほ場の整備への取り組み、そしていちご団地の整備といった復旧・復興事業も着実に進捗している状況であります。平成25年度においても、第一次産業が基幹産業である本町にとって農業の振興は非常に重要な課題であることから、東北農政局や宮城県などの関係機関と連携を図りながら、引き続き排水路・排水機場の整備や農道・畦畔といった農地復旧工事、農地除塩工事、さらにはいちご団地やミニライスセンターを初めとする共同利用機械施設の整備を進めてまいります。少しでも早く復旧から復興へ、そして震災以前の生活を取り戻せるよう各種の手だてを早急に講じることで生産基盤の整備を図るとともに、信頼される農業の確立に努め、さらには地域資源を活用した第6次産業化を進めることで、効率的で安定的な農業経営ができるように努めてまいります。

水産業の復興につきましては、東日本大震災の発生により漁業の拠点施設である荒浜漁港関連施設についても大きな被害が出ていることから、国・県・そして宮城県漁業協同組合互理支所との連携を図り、早期復旧に向け取り組んでまいります。施設整備については国による防潮堤などの復旧工事が進行しておりますが、平成25年度においては、荒浜漁港魚市場前の物揚突堤の整備を進めることや、津波により被災した漁船等の復旧を行う漁業者に対し事業費の一部を助成することで、事業の早期再開へ向け支援してまいります。また、鳥の海湾の環境改善対策として、湾内の水環境の把握及び水産資源生産力の改善方法の検討などを実施してまいります。

水産業を取り巻く環境は、水産資源の低迷や担い手の減少と高齢化、輸入水産物の増大等による魚価の低迷に加え、原発事故の水質汚染に伴う水産物（スズキ・ヒラメ）の出荷規制や自粛など大変厳しい状況下にあります。本町の漁業を支える水産業共同利用施設などの復旧・支援を図りながら、「水産まつり」などのイベント実施を通して地元の漁港に水揚げされる水産物のPRに努め、さらにはとる漁業からつくり育てる漁業及び資源管理型漁業の育成を支援し、漁業の活性化を図ってまいります。

商工業の復興につきましては、東日本大震災で被災した商店等が、町内3カ所の仮設店舗で営業を再開しているところでもあります。本町といたしましても、平成24年度から震災で被害を受けた中小企業者を対象に、経営基盤の安定を図る目的で運転資金・設備資金の利子補給金等の交付や、金融機関への融資預託金の増

額、さらには事業再開に必要な施設及び設備の復旧に要する費用の一部を助成するなど支援策を講じておりますが、今後におきましてもそれら支援策を継続するとともに、国や県からの支援も活用しながら本格的な事業再開に向けた支援を行ってまいります。そして、日常購買圏の拡大に伴う郊外店への消費者の流失及び商店主の高齢化による中心商店街の空洞化が懸念されていることから、空店舗活用推進事業を継続して実施するほか、商店街の活性化を図るため、本年度も引き続き亙理山元商工会商店街活性化推進事業「わたりトコトン商人まつり」を支援するとともに、「伊達なわたり生き生き大賞」及び「伊達なわたりまるごとフェア」を開催し、地場製品のPRにより知名度を高めることで市場拡大に努めてまいります。なお、「商人まつり」につきましては、10周年という節目の年に当たることから補助を増額する予定であります。

観光業の復興・新たな観光の創出につきましては、荒浜を初めとする沿岸部に主な観光拠点が集中していたことから、東日本大震災による地震と津波により大きな被害を受けたものであります。残念ながら「荒浜海水浴場」「潮干狩り」「鳴り砂」などすぐ復旧することは現実的に難しいことではありますが、観光を初めとする交流人口の増加は本町の復興に大きく寄与することから、荒浜地区、吉田東部地区の復旧・復興に合わせて観光施設等の早期復旧を図ってまいります。

また、平成25年4月から6月にかけての仙台・宮城デスティネーションキャンペーンに合わせて本町の各種観光情報を発信するとともに、復興推進PR事業としてDate FM（FMせんだい）に放送枠を確保し、本町の復興情報を初め観光イベント情報等を発信してまいります。そして「伊達なわたりまるごとフェア」や「えんころ節全国大会」の継続実施や、さらには「わたりふるさと夏祭り」の開催について検討してまいります。

企業誘致の推進と元気な亙理の創造につきましては、これまで地域経済を支えてきた事業所が休業または規模縮小を余儀なくされたことにより、職を失った方の雇用機会を確保する必要があります。本町においては中小企業の経営の安定を図るため、制度融資を引き続き継続し支援を図るほか、今や工業が農業と並んで本町の主力産業になっており、地域経済を活性化していく原動力に位置づけられることから、常磐自動車道へのスマートICの早期設置に向け、国などの関係機関との協議を進めてまいります。平成25年度においては、町道荒浜江下線からスマ

ートICのゲートまでのスマートインター線の用地取得に取り組み、これまで以上に亘理中央工業団地などへの企業誘致や起業育成に力を入れ、雇用の創出に努めてまいります。

以上、平成25年度の私の町政に取り組む所信の一端と主要な施策につきましてご説明させていただきました。

平成25年度においても、町の最優先課題は震災からの一日も早い復興であります。私は平成24年度を「復興元年」と位置づけ諸施策に取り組んでまいりましたが、平成25年度においても復旧期から本格的な復興へ向けて新たにスタートを切る重要な一年になると考えております。復興へ向けての課題は山積しておりますが、町民の皆様の期待と信頼に応えられるよう、復興関連以外の事業につきましてもサービスの安定供給を図った上で、可能な限り財源及び人材を復興事業に集中させ、震災復興計画に掲げた「安全と安心を確保するまちづくり」「暮らしやすさと亘理らしさがあふれるまちづくり」「なりわいとにぎわいのまちづくり」の3つの基本理念と、総合発展計画に掲げた「思いやりの心で力をあわせ 安全で安心できる豊かなまちづくり」の実現に向けて、これまで以上に全力で町政運営に取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに町民の皆様のさらなるご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます、平成25年度の施政方針いたします。

次に、提出議案等についてご説明を申し上げます。

今回ご提案申し上げますご審議いただきます議案は、施政方針の中でご説明申し上げました平成25年度亘理町一般会計予算及び各種特別会計予算を含め、予算関係議案17件及び予算外議案22件、並びに諮問1件であります。

なお、平成25年度亘理町一般会計予算及び各種特別会計予算につきましては、施政方針をもって概要説明とさせていただきます。

それでは、その他の議案について、その概要を申し上げます。

議案第19号「亘理町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、平成24年8月に人事院より50歳代後半層における昇給制度の見直しが勧告されたことに鑑み、本町の一般職員の給与についてもこれに準じて措置を講ずるための改正であります。

議案第20号「亘理町暴力団排除条例」につきましては、暴力団の排除を推進し、

町民の平穏な生活及び事業活動の健全な発展に寄与するため、暴力団の排除に関し基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する事項を定める必要があることから条例を制定するものであります。

議案第21号「亘理町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、一般廃棄物の処理に係る事務について、亘理名取共立衛生処理組合に委託する規定を追加するため、条例の一部を改正するものであります。

議案第22号「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」については、地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月に公布され、「障害者自立支援法」の名称が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」へと変更されるなど所要の改正が行われたため、本町においても関係条例の条文の一部を改正するものであります。

議案第23号から議案第31号までは、「地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる地域主権改革一括法により、国が全国一律で定めていたさまざまな分野における基準について、各地方自治体が地域の実情に応じてそれぞれ条例で定めることとなったことから、それぞれ条例の制定及び改正を行うものであります。

議案第23号「亘理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」については、地域主権改革一括法の施行に伴う「介護保険法」の改正により、町が指定する地域密着型介護サービス事業者の基準を定める必要があることから条例を制定するものであります。

議案第24号「亘理町指定地域密着型介護予防サービスに係る事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴う「介護保険法」の改正により、町が指定する地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定める必要があることから条例を制定するものであります。

議案第25号「亘理町町営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴う「公営住宅法」の一部が改正されたことに伴い、町営住宅の整備基準等所要の改正を行う必要があることから条例の一部を改正するものであります。

議案第26号「亘理町道路の構造の技術的基準等を定める条例」につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴う「道路法」の改正により、道路を新設し、または改築する場合における道路の構造の技術的基準等を定める必要があることから条例を制定するものであります。

議案第27号「高齢者、障害者等の移動等の円滑の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める必要があることから条例を制定するものであります。

議案第28号「亘理町都市公園条例の一部を改正する条例」につきましては、地域主権改革一括法の施行による「都市公園法」の改正に伴い、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準等を定める必要があることから条例を制定するものであります。

議案第29号「高齢者、障害者等の移動等の円滑の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」についても、地域主権改革一括法の施行に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める必要があることから条例を制定するものであります。

議案第30号「亘理町下水道条例の一部を改正する条例」につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴う「下水道法」の改正により、公共下水道施設の構造基準等を定めるほか、所要の改正を行う必要があることから条例の一部を改正するものであります。

議案第31号「亘理町水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきましては、地域主権改革一括法の施行に伴う「水道法」の改正により、水道の布設工事及び管理について所要の改正を行う必要があることから条例の一部を改正するものであります。

議案第32号「物品購入契約の締結について（平成24年度亶理町立荒浜小学校被災備品購入事業）」から議案第34号「物品購入契約の締結について（平成24年度農業用機械施設（トラクター）整備事業（復交））」までの3件の議案につきましては、去る2月15日に入札を執行したそれぞれの物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第35号「工事請負契約の締結について（平成24年度（復交）割山採取場拡張工事）」につきましても、2月15日に入札を執行した工事における工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第36号「工事請負変更契約の締結について（平成24年度亶理町災害公営集合住宅（荒浜）整地工事（復交））」につきましては、発生する残土の処理において当初の計画より近い場所に残土の処分先が確保できたことから、請負金額の減額など変更契約の必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第37号「土地の取得について」（亶理町防災集団移転促進事業（亶理江下団地））につきましては、東日本大震災による災害危険区域の指定を受けた地域に住んでいた方々のため内陸部へ移転先を整備することにより、一刻も早く安全に生活再建を図ってもらうものであり、用地5万4,721.81平方メートルを10億9,501万7,180円で取得することについて地権者との協議が整ったことから、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第38号「町道の路線認定について」につきましては、開発行為による道路の帰属に伴い、新たに6路線を認定するものであります。

次に、補正予算関係議案についてご説明を申し上げます。

議案第39号「平成24年度亶理町一般会計補正予算（第10号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ189億6,221万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ745億2,520万9,000円とし、あわせて繰越明許費及び債務負担行為の追加、並びに地方債の変更を行うものであります。一部増額補正となる事業もございますが、全般的に事業費の確定及び確定見込み額等による減額補正のほか、人件費の負担率改定に伴う共済費の増額補正等が主なものに

なっております。

初めに、歳出補正予算につきましては、2款総務費におきましては選挙関係経費など事業費の確定及び確定見込みによる減額補正がその主なものになりますが、増額となるものにつきましては、東日本大震災により被災した浜吉田北区及び開墾場区、並びに箱根田西区の集会所のほか、十文字町区及び南町南・北区の集会所改修に係る「亘理町集会所建設事業補助金」として2,774万円を増額補正するものがその主なものであります。

次に、3款民生費につきましても、敬老式典経費や災害救助経費など事業費の確定等に伴う減額補正がその主なものになりますが、一部増額補正となるものにつきましては、国民健康保険特別会計に対する保険基盤安定繰出金等として549万9,000円、障害者更生医療における平成23年度の負担金精算額として303万6,000円、さらには児童福祉費における児童デイサービス事業費の不足額として373万8,000円を増額補正するものなどが主なものであります。

4款衛生費につきましては、健康増進事業費における各種がん検診委託料などの確定見込み等により547万5,000円を減額補正するものと、放射能対策経費における除染業務委託料など事業費の確定により1,324万9,000円を減額補正するものがその主なものであります。また、津波により被災した行政区等のごみ集積所建設補助金等として64万8,000円を増額補正するものであります。

6款農林水産業費につきましても、いちごファーム造成事業費、鳥の海湾防潮堤強化事業費、亘理いちご選果場整備事業費、水産業振興経費等における減額補正が主なものになりますが、東日本大震災復興交付金事業に申請し当初予算で計上していた鳥の海湾防潮堤強化事業費につきましては、いまだ交付金事業として認められていないことから、事業費1億5,750万円を減額するものであります。また、亘理いちご選果場整備事業費においては、事業費の支出が平成25年度になることから、平成25年度までの債務負担行為を設定した上で平成24年度の予算を減額するものであります。増額補正となるものにつきましては、農業振興事務経費における平成25年度産米等のための放射性物質低減対策事業費補助金として3,312万円、東日本大震災農業生産対策費における生産資材導入事業等に係る補助金として3,082万4,000円を増額補正するほか、県営農地整備事業費における県営災害復旧事業負担金及び農山漁村地域復興基盤総合整備事業負担金等として、総額

5,640万3,000円を増額補正するものが主なものであります。

7款商工費につきましても、それぞれの事業における事業費の確定及び確定見込みによる減額補正が主なものであります。

8款土木費につきましては、災害公営住宅整備事業費及び防災集団移転促進事業費において、東日本大震災復興交付金の承認を得た段階で、繰り越しも視野に入れた今後3年間で実施する事業費を予算計上してきたところではありますが、あくまで単年度ごとに事業費を計上できるとのことから、必要な額を平成25年度以降の必要な時期にそれぞれ計上するため、災害公営住宅整備事業費につきましては35億7,349万3,000円、防災集団移転促進事業費につきましては33億540万円を減額補正するものであります。また、その他の費目につきましても、事業費の確定及び確定見込みなどからあわせて減額補正するものであります。

9款消費税及び10款教育費につきましても、事業費の確定などによる減額補正が主なものであります。

11款災害復旧費につきましては、これまで予算計上してきた災害復旧経費各項目における事業費の確定及び確定見込みにより減額補正するものでありますが、災害瓦れきの総量減少等に伴う災害廃棄物処理費105億3,903万6,000円の減がその主なものであります。

次に、歳入項目の補正につきましては、歳出事業費の確定などに伴う収入見込み額の補正のほか、地方消費税交付金など各種交付金の確定及び確定見込みによる補正が主なるものであります。

1款町税につきましては、現在の課税状況及び収入見込み額などから、町民税（法人分）、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税の税目で総額2億1,800万円を増額補正するものであります。これらの増額補正は、震災に係る復興特需による影響が主な要因と考えられるところであります。

9款地方交付税につきましては、歳出の災害関連経費及び東日本大震災復興交付金事業の減額等に係る震災復興特別交付税として22億9,987万4,000円を減額補正するものであります。

11款分担金及び負担金につきましては、東日本大震災に係る保育料の減免などから、2,409万9,000円を減額補正するものであります。なお、保育料の減免分につきましては、地域子育て特別支援事業補助金として減免額の一部が県から措置さ

れることになっております。

13款、14款国・県支出金につきましては、歳出における事業費の確定及び確定見込み額により、減額補正するものがその主なものでありますが、災害廃棄物処理費国庫補助金のみで88億4,100万9,000円を減額していることから、国庫支出金、県支出金の総額で90億9,387万4,000円の減額補正となったものであります。

16款寄附金につきましては、全国の方々から災害復旧復興のための寄附として31件343万1,000円を頂戴したほか、「ふるさと納税」など震災以外の目的で16件74万円、合わせまして47件417万1,000円の貴重なご寄附を頂戴いたしました。衷心より御礼を申し上げます。

17款繰入金につきましては、歳出における復興交付金事業費の減額等に伴い、震災復興基金繰入金、東日本大震災復興交付金基金繰入金を合わせまして71億3,586万8,000円を減額するほか、今回の補正の調整財源として財政調整基金繰入金2億367万7,000円を減額補正するものであります。

次に、繰越明許費についてであります。年度内に完了することが難しい災害公営住宅整備事業を初めとする5事業について、総額7億4,168万8,000円を平成25年度に繰り越しするものであります。

次に、債務負担行為の追加につきましては、6款農林水産業費でもご説明申し上げますとおり、いちご選果場新築工事及び管理業務委託料について、平成25年度までの限度額を設定するもののほか、国営・県営で整備した施設の復旧事業費に係る負担金になりますが、復旧に係る事業完了が平成28年度を予定しており、負担金の支出も事業完了後となることから、直轄特定災害復旧事業「亘理山元地区」負担金として、平成28年度までの債務負担行為の限度額を設定するものであります。

地方債の変更につきましては、災害公営住宅整備事業債において、平成24年度事業費の減額に伴う借り入れ限度額の変更を行うものであります。

議案第40号「平成24年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,712万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億8,885万2,000円とするものであります。

国民健康保険特別会計につきましては、事業費の確定及び確定見込みによる減額

補正のほか、平成23年度に受け入れた国民健康保険災害臨時特例国庫補助金の精算に伴う償還金がその主なものであります。歳入につきましても、歳出における減額等に伴い関係する歳入各費目における減額補正等のほか、保険財政共同安定化事業交付金や保険基盤安定繰入金など、歳入額の確定に伴う増額補正を行うものがその主なものであります。

議案第41号「平成24年度亙理町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,534万8,000円とするものとし、あわせて繰越明許費の追加及び債務負担行為の変更を行うものであります。

今回の補正につきましては、歳出における共済費負担率改定に伴う共済費28万円の増額補正と、歳入における流域下水道維持管理負担金返還金1,804万7,000円の増額補正がその主なものであります。また、年度内に完成が難しい亙理第5-1号汚水幹線（その3）工事（復交）のほか1工事について、平成25年度に繰り越すため繰越明許費を設定するものであります。

議案第42号「平成24年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ656万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億243万2,000円とするものであります。

今回の補正は、歳出における事業費の確定見込みに伴う減額補正等のほか、歳入においては、東日本大震災に係る介護保険料減免の関係から、第1号被保険者保険料4,743万1,000円を減額補正するものと、その減免等に対し交付される特別調整交付金5,736万6,000円を増額補正するものなどがその主なものになります。

議案第43号「平成24年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第2号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ289万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,182万4,000円とするものでございます。

今回の補正は、運営費の確定見込みに伴う減額補正のほか、寄附金に係るわたり温泉鳥の海運営基金への積立金の増額補正であります。

議案第44号「平成24年度亙理町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億83万3,000円とするものであります。

今回の補正は、人件費における共済費負担率の改定に伴う3万6,000円の増額補正であります。

議案第45号「平成24年度亘理町水道事業会計補正予算（第4号）」につきましては、予算第3条に定めた収益的支出における29万1,000円の増額補正と、予算第4条に定めた資本的支出における5万3,000円の増額補正であります。これは一般会計や特別会計と同様に、職員人件費の共済費に係る共済費負担率の改定に伴う増額補正であります。

議案第46号「宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について」につきましては、組合構成団体の減少に伴う組合議員の各選挙区における較差を是正するため、選挙の区域並びに選挙する議員数において変更等の必要が生じたことから、地方自治法第290条に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第47号「亘理名取共立衛生処理組合規約の変更について」につきましては、組合議会の議員に対する報酬の規定について、これまで規約で規定していたものを条例で規定することに改める必要が生じたため、地方自治法第290条に基づき議会の議決を求めるものであります。

諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」につきましては、人権擁護委員6名のうち1名の委員の任期が平成25年6月30日に満了するため、引き続き佐藤徹郎殿を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、提出議案等ありますが、慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。提出議案等の説明といたします。

議長（安細隆之君） 平成25年度の施政方針及び提出議案の説明が終わりました。

日程第5 請願第1号 東北電力女川原子力発電所再稼働を行わない事の
意見書提出を求める請願書

議長（安細隆之君） 日程第5、請願第1号 東北電力女川原子力発電所再稼働を行わない事の意見書提出を求める請願書の件を議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長登壇。

〔総務常任委員長 佐藤アヤ君 登壇〕

総務常任委員長（佐藤アヤ君） それでは、総務常任委員会の請願審査報告書につきまして、請願審査報告書を読み上げまして報告いたします。

亘理町議会

議長 安細 隆之殿

総務常任委員会

委員長 佐藤 アヤ

所管事務調査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

記

受理番号 第1号

受理年月日 平成24年12月4日

付託年月日 平成24年12月12日

件名 東北電力女川原子力発電所再稼働を行わない事の意見書提出を求める請願書

審査結果 不採択とすべきもの

委員会の意見は、報告書裏面でございますので、読み上げまして報告します。

<委員会の意見>

請願の内容は、「東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の未曾有の事故は、いまだ収束のめどさえつかない状態にある。原子力発電は技術的に未完成であり、自然災害等で外部交流電源を絶たればコントロールできなくなる原発の危険性が今回の事故で浮き彫りになった等、原子力発電の危険性を訴え、30年前の宮城県沖地震等大地震が頻発している宮城県において、東北電力女川原子力発電所の再稼働はととも認められない。」とし、東北電力女川原子力発電所を再稼働させないよう、国等に対し意見書を提出していただきたいというものです。

この請願の件を審査するため、委員会を平成24年12月27日、平成25年1月28日、2月12日、2月19日の4回開催いたしました。

審査に当たっては、「願意が妥当であるか」「実現の可能性はあるか」「町行政、

議会の権限事項であるか」などを判断の基準としました。

原子力発電所は、将来的には廃止していく必要があるということは、我々を含め国民の多くの考えるところであると思います。

しかしながら、現在の電力供給のための発電は、その大部分が火力発電により賄われており、大震災前は約6割だった供給割合が昨年1月時点には9割に上がっています。

太陽光発電・風力発電・地熱発電など自然エネルギーを利用した発電方式への移行も叫ばれておりますが、これらのインフラ整備にはかなり時間がかかるであろうと見込まれます。

そうした中で政府は、国の基準において安全が確認された原子力発電所の再稼働の考えを示しております。

なお、請願の趣旨には原子力発電所を廃止した場合に大きくなるであろう問題に対しての対処や、女川原子力発電所以外の原子力発電所については何も触れられておりません。

以上のことから、当委員会においては、現在のこうしたさまざまな状況を踏まえながら、国民の生活を守り、将来にわたる安全なエネルギー政策について熟慮していく必要があるであろうという考えに基づき、本件は「不採択とすべきもの」と決しました。

以上でございます。これをもって審査報告といたします。

議長（安細隆之君） 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

まず、原案賛成の方の発言を許します。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私は、原案に賛成する立場で討論します。

福島第一原子力発電所の事故は、いまだに収束していません。15万人余の県民が避難生活を余儀なくされ、放射能被害は国民に甚大な影響を与えています。

政府は、原発再稼働や新增設、原発輸出を公言し、前政権の2030年代原発稼働せ

口という極めて不十分な方針すら白紙に戻そうとしています。しかし、国民の過半は原発に依存しない社会を望んでいるという政府も認めた国民の認識は、政権が交代したことで変わるものではありません。原発推進政策は、原発ゼロの日本を求める国民多数の声に真っ向から背くものであります。

政府は、原子力規制委員会が7月にも制定する新安全基準をてこに再稼働を強行しようとしております。しかし、新安全基準は福島原発事故の原因が究明されていないもとの小手先の対策を並べたものにすぎず、地震対策も原発の真下に活断層が走っていても、断層が地表にあらわれていなければ設置を認めるという骨抜きの内容です。

そもそも福島原発事故のような事故を想定しながら、世界最高水準の安全とあって再稼働するなど許されません。安全な原発などあり得ません。直ちに原発ゼロの日本を実現することが政府の政治の責任です。

以上で、原案賛成の討論といたします。

議長（安細隆之君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

まず、原案賛成の方の発言を許します。6番安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 私は、原案に賛成の立場で発言をいたします。

震災から2年余り、東北電力女川原子力発電所は、いまだに再開しておりません。何とか電力不足に至らず済んでいるのは、国民の皆様、企業の皆様のご理解とご協力によるものと考えております。

昨日も地震がありました。日本は世界にも例を見ない地震国であります。原子力発電は、一旦事故が起これば制御不能となり、国民や周辺住民に限りない被害、将来への不安などを与え、避難の様子は東京電力福島第一原子力発電所の事故を経験して皆さんもご承知のことと思います。我が亘理町についても、放射能の影響による住民の方々の不安ははかり知れないと感じている方々もたくさんおいでになりました。

そのような原子力発電所の再稼働に対しては、行わないことを願うこの意見書をぜひ採択していただきますよう、重ねてお願いをいたします。

議長（安細隆之君） ほかに討論はありませんか。8番鈴木高行議員。

8番（鈴木高行君） 私は、原案に反対の立場から意見を申し上げます。

報道等によると、国の原子力規制委員会が原子力発電所の再稼働について、国際的にも最も厳しい安全基準を今年度中に作成する予定という内容になっております。安全対策の実施、審査を行った結果、安全と認められれば再稼働となる手順を国では示しておりますので、これらの国の対応が示されるまで、亘理町議会が今、女川原子力発電所の再稼働を行わないことの意見書を提出しても、実現性の観点から提出すべきではないという考えに基づいて反対の討論といたします。

議長（安細隆之君） ほかに討論はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 私は、原案に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

まず1つは、きのうの河北新報にドイツの経済技術技官の話がありました。脱原発を進める上で、再生可能エネルギーの導入を促進するドイツで電気料金の高騰が問題になっているという記事がありました。昨今のいろいろなマスコミ報道を見ても、日本の産業経済を考えてみた場合に、きれいごとだけでは済まされない部分が多様にあると思います。

1つは、石油依存の我が国では、どうやってエネルギーを確保するのか。再生エネルギーは、私はまだまだこれからの開発問題だと思います。きれいごとだけではエネルギー確保はできない。したがってこの電力料金の高騰は我々の国民生活に直結してまいります。私たちの亘理町においても今、復興事業がどんどん推進されておりますが、この復興事業を進める、運搬するダンプカーの燃料費は何であるかということも考えていかなければならないと。

あともう一つは、電力料金の家庭の問題、そして産業振興の停滞にかかわる問題であります。日本は工業国であります。全てエネルギーは石油を含めて外国からの輸入であります。したがってこういった問題を考えた場合に、女川の原子力発電所は停止させてはならない。このように考えて私は原案に反対をいたします。以上です。

議長（安細隆之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号 東北電力女川原子力発電所再稼働を行わない事の見解書提出を求める請願書の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は「不採択とすべきもの」でありますので、原案について採決いたします。

請願第1号 東北電力女川原子力発電所再稼働を行わない事の意見書提出を求める請願書を採択することについて、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立少数であります。よって、請願第1号 東北電力女川原子力発電所再稼働を行わない事の意見書提出を求める請願書の件は、不採択とすることに決定いたしました。

日程第6 請願第1号 乳幼児医療費助成制度について県に対する意見書採択を求める請願書

議長（安細隆之君） 日程第6、請願第1号 乳幼児医療費助成制度について県に対する意見書採択を求める請願書の件を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号については、お手元に配付しました請願文書表のとおり、教育福祉常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、教育福祉常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前12時01分 散会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 鈴 木 高 行

署 名 議 員 鈴 木 邦 昭